

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年10月27日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「R2年9月3日（市から県に連絡）9月9日付け（多面的機能支払活動組織）（不適正事案）とかに県に提出した（伺い及び）報告書含む」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年11月10日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在であるため」を理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年11月13日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和3年2月16日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為

2 審査請求の理由

県は、本来あるべき書類（R2. 7月7日 10日 8月31日）に県と市が土地改良区に出向いて公金横領の聴き取りをした報告書等があるので出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、審査請求人が公開を求めている書類は、〇〇市から令和２年９月３日に県に連絡した報告書及び、〇〇市から令和２年９月９日に多面的機能支払活動組織の不適正事案について提出した関係書類（以下、「本件公文書」という。）であると推測したが、当該の文書を作成し、又は取得していないことから、文書は保有しておらず、本件処分をおこなった。

第５ 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和３年 ２月１６日	諮問
令和７年 ６月３０日 第３部会（第２１回）	審議
同 年 ７月２９日 第３部会（第２２回）	審議

第６ 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

１ 本件事案の審査対象について

実施機関は、本件請求に係る公文書を本件公文書と特定して本件処分を行っている。

これに対して審査請求人は、令和２年７月７日、令和２年７月１０日、令和２年８月３１日に県と市が土地改良区に出向いて公金横領の聴き取りをした報告書等を公開すべき旨主張しているため、以下、請求の対象公文書の特定及び保有の有無について検討する。

２ 本件対象公文書の特定及び保有の有無について

（１）公文書の特定について

実施機関の弁明によると、審査請求人が提出した公文書公開請求書に基づき、本件公文書を特定したとのことである。

これに対し、審査請求人が審査請求書において公開を主張する文書は、本件請求において公開を求めた文書とは異なる文書であり、実施機関は公文書公開請求書の記載に基づき公文書を特定すべきであるから、本件公文書と特定したことについては、不合理な点はない。

（２）公文書の保有の有無について

当審査会において確認したところ、本件請求において審査請求人が求める公文書の存在をうかがわせる事実は確認できなかったため、当審査会としては、本件公文書の存在を認めることはできず、本件公文書を保有していないとの実施機関の説明に不合

理な点はない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	